

- 児童会が主催のいじめゼロ集会を開催することを通して、よりよい生活や望ましい人間関係を築こうとする自主的・実践的な態度の育成を図る。
- 進んでボランティアを行おうとする態度を養うために、ボランティアについて考え、実践する場を確保し、ボランティア手帳を活用して、「ボランティアの心」や「他を思いやる心」の定着を図る。

(3) 全ての教育活動を通じた指導（自己指導能力の育成）

- 道徳の授業を通して、自らを律し、他者との関わりの中でよりよく生きようとする心情を高める。また、全ての教育活動において児童の自己肯定感と自己有用感を高め、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- 全校児童のインターネットに関する現状把握に努めるとともに、関係機関と連携して、児童や保護者に情報モラルに関する情報提供や啓発を行う。

3 いじめの早期発見・早期対応のための取組

(1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるように、4月、9月、1月（長期休み明け学校形式）、6月、11月、2月末（市形式）に心のアンケート（記名式、無記名式、持ち帰り式）を実施し、児童の心の変容を把握することに努め、対応に生かす。
- 年間3回のいじめ調査等を全教職員の共通理解のもと実施し、いじめ未然防止・対策委員会で状況を確認し、対策を検討する。

(2) 教育相談の充実

- 6月、11月、3月を教育相談月間、12月を人権教育月間と位置づける。心のアンケート調査実施後、学級担任が児童全員と個別面談を行い、児童のわずかな変化に対しても対応できるように努める。
- 教育相談コーディネーター、心の相談員を位置づけ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや関係機関との連携を深め、校内における教育相談体制の充実を図る。

(3) 教職員の研修の充実

- 学校の教職員に対して、「法」「条例」及び「市基本方針」を周知するとともに、学校の課題を踏まえて策定した「学校いじめ防止基本方針」の周知を図る。
- アンケート調査の結果をもとに、職員研修で対応策を考察する。全職員で共通理解をし、教育相談の充実に努め、対応に生かす。

(4) 保護者との連携

- 保護者の気持ちや考え方に謙虚に耳を傾け、学校としての考え方を一方的に押しつけることなく、協力して解決に当たるという姿勢をもつ。
- いじめの事実関係等の情報を正確に伝え、取組の様子が理解されるように心がける。
- 児童の交友関係、生活の様子等について、常に情報交換を行う。
- 家庭のプライバシーの保護には十分留意する。
- 児童に変わった兆候があれば、すぐ保護者に連絡をする等きめ細かに対応する。